

和歌山県第二種特定鳥獣管理計画（案）に対するご意見と県の考え方について

意見募集期間：1月26日（水）～2月24日（木）

募集結果：4名 20件

*県の考え方において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律については「鳥獣保護管理法」と略して記載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1	<p>各地域に猟隊、その中で明確な指導員等を作り、新たに狩猟される方を支援してもらえよう県でのシステムづくりをお願いしたい。</p> <p>知り合いもなく、興味を持って、個人で始めた方には継続して狩猟するには場所も機会も少ないように思います。というのも、誰の土地か、どこにわなを仕掛けているのかが不明なため、事前にそうした情報を得ることが必要なため、体験研修後の育成者、指導者等を充実させてもらいたいと思います。</p>	<p>今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>若手の育成について、現実的に狩猟での生活が不可能なため、若い方が兼業として猟師をするには時間的问题があります。</p> <p>一方で60歳以上で退職し、時間の出来た方が農業などに勤しむなどといったことがあるので、例えば60歳以上の新規で、猟隊に参加し、環境整備への推進事業への参加者は、免許の補助に加え、登録費の補助など、地域貢献に参加しやすい制度を作る事が有害駆除や被害防止対策に繋がると考えます。</p>	<p>今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>有害捕獲許可について、従事者は市町村全域で許可したら良いのではないかと？農作物被害以外に環境被害等もあり、個人的に相談を受けた場合、役所に相談、従事者証発行、現地でのわな設置と本業を持ちながら、引き受けるには遠回りで時間がかかります。</p> <p>近年、増加傾向にあるハクビシンの許可も全員に検討ください。</p>	<p>有害捕獲許可は、市町村に許可権限を委譲することで、被害実態に応じて、迅速に対応を取れるようにしているところです。</p>
4	<p>夜間銃猟について、農作物の被害軽減のためであるなら、県内の被害が多い果樹類へ防護柵の設置に予算を使うのが有効かと思えます。明確な予算不明、出動回数不明ですが、県下5カ所で年間60頭はかなり少ないように思います。聞き及ぶところ、不確かな情報ではありますが、予算が過多、深い山林での銃猟とのこと。是非、見直しをご検討下さい。</p>	<p>夜間銃猟については、通常の狩猟や有害捕獲などとは別の個体数削減方法のひとつとして、環境省の補助事業を活用し、取り組んでいます。</p> <p>なお、防護柵につきましては、農林水産省の補助事業の活用や県単独の補助事業により、整備を支援しています。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
5	<p>イノシシの個体管理について、近年、豚熱の影響を受け、個体数が減少傾向にあると認識しております。しかし、田辺市等は猟期以外での有害駆除が今年度から出ております。見直しをご検討ください。</p> <p>また、白浜町も来年度から猟期外の有害捕獲許可を検討しているようで、その場合において、市町村での報奨金の差異は混乱や不正を招く恐れがありますので、市町村ではなく、県内一律が良いのではないのでしょうか。ご検討をお願いします。</p>	<p>イノシシの捕獲については、捕獲数や目撃情報等から生息数を推定し、管理のあり方を随時検討することとしております。</p> <p>また、有害捕獲については、市町村が農業被害等の実情に応じて許可することとなっています。</p> <p>報奨金につきましては、県では銃15,000円、わな6,000円を1頭あたりの単価と想定した補助事業を運用していますが、市町村によって被害の実態や対策が異なるため、それぞれの市町村の判断で、独自に上乘せを行っている実情もありますので、県下一律の単価設定は困難な状況です。</p>
6	<p>個人で猟場の検索をしていますと、古いプレート、放置された檻などを少なからず、見かけ、捕獲等に伴う事故・違反の防止について、鳥獣保護管理員の増員が必要と考えます。</p>	<p>捕獲に伴う事故や違反を防止するため、県及び警察、市町村、鳥獣保護管理員による猟期中のパトロールや各地域の猟友会支部で猟期前の安全講習会を開催しています。</p> <p>鳥獣保護管理員については、県下35名を定員とし、1市町村に1名程度を配置しています。</p>
7	<p>ジビエで有効活用するための獣類の生け捕りが危険性を孕んでいると思います。</p> <p>放血等の殺傷後の処理が短時間で済むとはいえ、長時間手足を縛るといった個体のストレスは放血の遅延と同じように肉の劣化を招くと考えています。</p> <p>検証した後、肉質に問題がなければ、危険性の高い生け捕りは禁止するべきかと考えます。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p>
8	<p>捕獲個体については、各地域の食肉加工センターへの持ち込み、その後焼却場での残滓処分が理想的だと思います。</p> <p>県または市町村の運営になりますが、県内の動物園で飼育される肉食獣へ餌なども活用方法のひとつかと。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
9	<p>地域によっては、捕獲個体の処分に焼却場の利用も可能ですが、せめて、有害駆除において、全地域での焼却処分を可能にして頂きたい。</p> <p>豚熱等の菌、ウィルス、またはマダニなど埋葬処分では、獣同士の感染が広がる恐れがあるため。</p>	<p>埋却処分において、豚熱等のウィルスや菌、マダニなどが、埋却された獣から他の獣に感染するかは、明らかにされておりません。</p>
10	<p>ジビエハンター認定制度について、コロナの影響なか、制度が停止していますが、再開しましたら、和歌山県でも認定者を増やせるよう注力をお願いします。</p> <p>食肉利用の増加、猟師の意識向上になると思われます。</p>	<p>ジビエハンター制度につきましては、現在、農林水産省で制度化に向け準備が進められているところです。</p>
11	<p>猟友会（田辺、龍神、中辺路、大塔、本宮各分会）がありますが、龍神村から他の地域には狩猟にいけない。</p> <p>龍神村であっても、テリトリーがあり、自由に狩猟できない。</p>	<p>鳥獣保護管理法等において、猟期中は、その狩猟者登録を行った都道府県の狩猟可能な区域で、狩猟ができる制度となっています。</p>
12	<p>高野龍神国定公園内は、狩猟禁止になっていますが、数年間の狩猟解禁にしては、いかがでしょうか？</p>	<p>現在、高野龍神国定公園14,042haのうち、4,619haが鳥獣保護区に指定され、保護区内では狩猟を禁止しています。</p> <p>鳥獣保護区は、地域の自然的、社会的状況に応じ必要と認められる場合には、適宜区域の見直しを行なっております。</p>
13	<p>イノシシ、シカ、サル 野生動物は広範囲に移動しますので、狩猟期間外は自由に狩猟出来る等 和歌山県、田辺市全体での対応をお願いいたします。</p>	<p>狩猟期間外における狩猟は、鳥獣保護管理法で禁止されていますが、有害鳥獣捕獲の許可を行っている市町村内であれば、許可の対象となる鳥獣の捕獲は可能です。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
14	<p>和歌山県は海あり山ありの自然豊かな県です。シカはこの地で自然の構成員、大型野生動物として重要存在であると考えられます。私たちは共存していかななくてはなりません。よってこの計画の内容が「管理」とはいえ、保護より捕殺に偏っているのが問題です。本管理計画は、国から出されているガイドラインに沿って、生息数を大幅に減らすため、毎年の県の目標捕獲数を算出してその目標達成のためにすべきことを示したもののようです。</p> <p>県は国の下にある組織ではなく、県の主体性で事をなすもの（環境省の言葉です）であるので、計画の柱を基本的に捕殺でない共存策に変えた県主体の計画に改めて欲しいと思います。</p> <p>当計画案の管理の目標に「共存」も含んでいるので、命を奪う捕獲から平和的防御に軌道修正をお願いします。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p> <p>なお、第二種特定鳥獣管理計画は鳥獣保護管理法に基づき、著しく生息数が増加又は生息域が拡大している鳥獣について、適正に管理するために定めるものです。</p> <p>本県では、シカの生息数や生息域が著しい増加・拡大傾向にあるなど、県内の状況を踏まえた上で、本計画を策定し、捕獲だけでなく、防護柵の整備などの環境整備も併せて取り組むこととしています。</p>
15	<p>県内では農林業被害はかなり減った地域もあるそうですが、依然被害が減らない地域もあります。貴庁ではなぜ減らないのか？を生息数が多すぎるからとして、管理捕獲を進めています。しかし、被害防除の改善と人が自然環境を破壊する行為を制御して被害を減らすべきだと思います。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p>
16	<p>シカの自由な移動を妨げる大面積の防護柵は、例えば森林と隣接していると、そこの自然植生は、より強いシカの食圧を受けることとなります。結果的にシカは森林の害獣として駆除され、せっかくの共存策が水の泡になるのです。県内に下層植物をシカが食べ尽くす、という場所があるそうですが、それはシカの移動の障害物があるから、シカがそのエリアに留まってしまうためと考えられます。本来シカは食べ尽くすことはなく、そうなる前に他所へ移動します。</p> <p>要するに防護柵はできるだけ、シカの移動を妨げないよう設計するメンテナンスを怠らない。また柵以外に忌避、追い払いの手段を用いる等々で被害を防ぐ、そのために必要な予算措置を講じ、駆除にかかる予算を共存対策費用に替えていくべきだと思います。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
17	<p>推定個体数から捕獲目標数を定めていますが、過去の学術論文や環境省の資料などを見ると、統計学の統計手法で自然増加率ですら、理解しにくいものとなっています。このようなものを根拠にした計画は説得力にかけ、貴庁並びに市町村や猟友会、検討委員会なども十分無いように納得されているのか疑問に感じます。</p>	<p>本計画で生息数の推定に用いた手法は、環境省や他の都道府県でも導入されているものであり、本県では、その精度を高めるため、目撃情報や捕獲数などのデータを毎年収集し、約3年に1回程度、推定値への反映や見直しを行っています。</p> <p>県内市町村及び県猟友会に対する意見照会や検討会等も実施しており、意見を踏まえた上で、計画案を作成しています。</p>
18	<p>イノシシに関しては、農業被害はここ数年減少しており、推定生息数も減少傾向にありますし、シカやサルについても被害は減少しています。それにもかかわらず、なおも捕獲を強化し、10年後に個体数を今の半分に減らすというのは、一方的に人間側の利益ばかりを追求し、動物の命に全く配慮しない案であると思います。</p> <p>殺して数を減らすより、考えるべきは棲み分けの方法だと思います。</p> <p>彼らを肉にして、ジビエなどと地元産業にして和歌山県の利益にすることが目的なのでしょうか？ 目的はこの案にもあるように、共存共生であるはずで、個体数を半分に減らすことが目標などと、人間側の勝手な奢りであると思います。力と知恵のある人間だからこそ、弱い動物を守り、共生のための工夫をしなければならないと思います。</p> <p>山に生息する動物は神聖な、崇高な存在であり、人間が支配すべきものではありません。むやみに殺して良いとは思えません。</p> <p>資料にあるイノシシの柵は、いかにも脆弱なつくりに見えますので、もっと頑丈なものに作り変えたり、工夫をこらして動物がはいって来れないようにするようにお金をかけてください。簡単に殺すのではなく、生かすところに税金を使って頂くようお願いいたします。</p> <p>また、里山に精通し、野生生物の生態を知り尽くした専門家を鳥獣管理計画アドバイザーとして雇うなど、人と動物の棲み分けを第一の目標にするように尽力して頂きたいと思います。</p> <p>どうか動物の苦しみに配慮し、殺すのではなく、生かす方向に柵を切り替えて頂きたいと願います。</p> <p>人間と動物の棲み分け、共生を第一の目的とした命に優しい鳥獣管理計画を打ち出してくださいませよう切に願います。</p>	<p>農林業被害は、イノシシ、シカ、サルを併せて2億円を超えており、本計画では、農林業被害の軽減を図るため、野生動物との棲み分けなどに配慮しながら、捕獲や防護等の総合的な対策を講じることとしています。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
19	<p>サルの殺処分には二酸化炭素を用い、なるべく苦痛を与えない方法とありますが、これは大きな嘘です。犬猫の殺処分と同じく、二酸化炭素による方法は、窒息死で非常に恐怖と苦しみを伴う残酷なやり方です。</p> <p>これは一般に知る人も多いことですので、事実ではない表現はしないで頂きたいと思います。</p>	<p>ひとつのご意見として、承ります。</p>
20	<p>残酷なくくりわなを許可しないで下さい。 使用禁止猟具にしてください。</p>	<p>くくりわなは、鳥獣保護管理法で使用が認められている法定猟具です。</p>